

1. 危険物取扱いマニュアル(案) (担当者用)1

2. クリーンアップ調査に伴う医療系廃棄物取扱いマニュアル(案) (担当者用)
.....5

1. 危険物取扱いマニュアル（担当者用）（案）

区 分		対処方法
火薬等	爆発性のもの （発煙筒、花火、爆竹） 	2p の 1. 参照
高圧ガス	ガスの入ったもの （スプレー缶、使い捨てライター、消火器、プロパンガスボンベ等） 	2p の 2. 参照
引火性液体	燃える液体 （ガソリン、灯油、オイル等） 	2p の 3. 参照
医療系廃棄物	病院で使うもの （注射器等） 	⇒医療系廃棄物処理 マニュアルへ
動物遺体	海の生き物（触らないように注意） 	⇒そのままに （3p の 4. 参照）
	その他 哺乳類、鳥の死体等	3p の 4. 参照
薬品類	中身のよくわからない袋、容器（農薬等） 	3p の 5. 参照
鋭利な物	切れたりして触ると危ないもの （ガラス類、刃物、金属片） 	⇒ゴミバサミで専用 容器（ふた付きバケツ）へ

危険物取扱い方法（医療廃棄物処理マニュアルを除く）

各危険物の収集に当っては、区分ごとに分別・収集を行うこととし、その処理は下記に従うものとする。基本的に、調査員に処理させず、危険物回収担当者を定め、担当者がこれを行うこととする。

1. 火薬等

(1) 発煙筒

車用のプラスチック製のものが多いが、金属の筒など、様々なタイプが存在する。

1m程度離れた場所より目視で発火済みかどうかを確認する。

発火済みの確認は、概ねキャップが外れていること及び燃え跡により確認できる。発火済みのものは、一般ゴミとして処理する。

発火済みかどうかを確認できないもの、及び、発火していないものは、円筒形の頂部が人に向かないようにした状態で、ゴミハサミを用いて、作業員から連絡を受けた担当者が、水を入れたビニール袋に入れ、産廃棄物処理業者に委託し処理する。

（まれに水中でも発煙するものがあるため、水に入れた後、しばらく放置、確認する。）

(2) 花火、爆竹（未使用のもの）

担当者が、一度水に濡らしてから、水を入れたビニール袋等に密閉し、産業廃棄物処理業者に委託し処理する。

2. 高圧ガス

(1) スプレー缶

腐食により劣化し外見から穴が確認できるなど、明らかにガスが抜けているもの以外は、防護ゴーグルを着用した状態で、担当者がガスを抜き、一般廃棄物として処理する。

（明らかに劣化していない缶については、自治体の処分方法に従う。）

(2) 消火器、プロパンガスボンベ等大型のもの

容器の腐食が進んでいないものは、温度を上げず（必要により日避けシート、散水を実施する）、衝撃を与えないよう運搬し、専門の産廃棄物処理業者、販売会社に委託し処理する。腐食により明らかにガスが抜けていると確認できるものは、一般廃棄物として処理する。

腐食が進んでおり、ガスが抜けていることが外見より確認できないものは、製品名、場所、容器の性状等を記録し放置する。専門の産廃棄物処理業者に委託し、処理する。

3. 引火性液体

(1) 特に引火性の強いもの（ガソリン、軽油等）

引火性の有無は、揮発性により判断される。

担当者が、容器の記載を主とし、臭い（ガソリン臭、シンナー臭）、見た目の性状（粘性が低い）等で判断するが、判断できない場合は少量をウエス等に吸着させ揮発性を確認する。

ウエス等を用いて容器内容物で少量濡らした石が、見ているうちに乾燥するのは揮発性

が高いと判断される。

ガソリン以外に引火性の強いものとして、ベンゼン、トルエン、アセトン等が存在するが、漂着ゴミとしての可能性は低く、容器が破損している場合は、既に揮発している可能性が高いため、専門の産廃棄物処理業者に委託し処理する。

(2) 引火性の低いもの（灯油、オイル等）

少量であれば、砂、オガクズ、ウエス等に吸着させ、一般ゴミとして処理する。

多量（ウエス等で処理できる分量以上）の場合は、手押しポンプ等を用いて、各班で所有する専用の金属容器に移し替え、専門の産廃棄物処理業者に委託し処理する。

（医療系廃棄物は、p.5「医療系廃棄物処理マニュアル」参照）

4. 動物遺体

(1) 海の生き物

原則としてそのまま放置する。

(2) 哺乳類、鳥類等の遺体

原則としてそのまま放置する。但し、対象生物（例：クジラ類など）によっては、自治体、保健所等に処理方法等を確認し、それに従う。家禽・野鳥の遺体が大量にある場合は、病原性を有することがあるため取扱いに注意し、調査毎に保健所に確認する。

5. 薬品類

漂着の可能性が高い薬品として、農薬（殺虫剤、除草剤等）があり、ビニール袋、ビニール容器、缶容器等、その形態は様々である。

医療用以外の有害な薬品には、**医薬用外毒物**、**医薬用外劇物**の表示があり、また農薬には下記の表示がある。



マスク着用



メガネ着用



手袋着用



防除衣着用

薬品の入ったビニール袋に少量の粉末（袋に破れがなく、取扱い時に外へこぼれ出ない程度）が付着している場合は、飛散を防ぐために水で湿らせたのち、薬品の入った袋自体を他のビニール袋に密閉・保存し、専門の産廃棄物処理業者に委託し処理する。

ビニール容器等に少量の液体（ウエス等で処理できる分量）が残っている場合は、担当者が、容器全体を砂、オガクズ、ウエス等の吸着物を入れたビニール袋に密閉・保存し、専門の産廃棄物処理業者に委託し処理する。

上記の場合、長袖の作業衣、保護手袋、保護マスク、保護眼鏡を着用するとともに、作業終了後、手、顔などを十分水洗いする。

危険性が不明な薬品であり、その量が多く容器を移し換える際に周辺へ漏出の可能性のある場

合は、担当者が、保護手袋、保護マスク、保護眼鏡に加え、防除衣（カップ）を着用した状態で、ビニール袋またはビニール容器に密閉、保存し、専門の産廃棄物処理業者に委託し処理する。作業終了後、手、顔などを十分水洗いする。

なお、ビニール袋を用いて薬品類を密閉する場合は、破れ等による漏出のないよう厚手の袋を使用し、2枚以上を重ねて使用するとともに、口を折り二重にした状態でビニールテープを用いて密閉する。

表示により毒物・劇物であることが明らかであり、周辺への漏出の恐れがある場合は、担当者が、製品名、分量、形状、場所等について可能な限り記録し、自らが立ち寄らないとともに調査員に周知する。製品安全データシート等により製品・物質に応じた処理方法を確認後、必要な処理を行い、専門の産廃棄物処理業者に委託し処理する。

以上